

**事故及び不誠実な行為**  
(弓削商船高専 (日比) ライフライン再生 (排水設備等) 工事)

会社名: \_\_\_\_\_

## 1) 営業停止

| 愛媛県又は近隣県 (広島県, 香川県, 高知県, 徳島県, 岡山県) において受けた営業停止措置のうち, 令和 2 年 3 月 1 6 日以降に期間が終了したものを全て記載すること。 |         |
|---|---------|
| 措置を行った機関  | 営業停止の期間 |
|   |         |

## 2) 指名停止

| 全国又は中国・四国地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち, 令和 2 年 3 月 1 6 日以降に期間が終了したものを全て記載すること。 |         |
|---|---------|
| 措置を行った機関  | 指名停止の期間 |
|   |         |

注) 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

**事故及び不誠実な行為**  
(弓削商船高専 (日比) ライフライン再生 (排水設備等) 工事)

会社名: \_\_\_\_\_

## 1) 営業停止

| 愛媛県又は近隣県 (広島県, 香川県, 高知県, 徳島県, 岡山県) において受けた営業停止措置のうち, 令和 2 年 3 月 1 6 日以降に期間が終了したものを全て記載すること。 |  |
|---|--|
| 措置を行った機関  | 営業停止の期間  |
| (記載例)<br>国土交通省四国地方整備局   | (記載例)<br>令和 2 年 8 月 1 7 日から令和 2 年 9 月 1 4 日 (1 ヶ月) |

## 2) 指名停止

| 全国又は中国・四国地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち, 令和 2 年 3 月 1 6 日以降に期間が終了したものを全て記載すること。 |  |
|---|--|
| 措置を行った機関  | 指名停止の期間  |
| (記載例)<br>文部科学省  | (記載例)<br>令和 2 年 6 月 1 5 日から令和 2 年 9 月 1 4 日 (3 ヶ月) |

注) 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。